

総基基第144号
平成16年10月26日

各地方非常通信協議会会長 殿
(各総合通信局長)

中央非常通信協議会
(総務省総合通信基盤局長)
会長 有富 寛一郎

通信設備における予備電源装置の整備・点検等について(通知)

平成16年新潟県中越地震や先般の豪雨災害等による被害状況を踏まえ、各構成員に対し、災害時における非常通信確保のため、下記の措置を行っていただくよう周知をお願い致します。

また、関係する地方公共団体並びに支社・出先機関等、関係機関との緊密な連携体制の再確認を行うなど適切な対応を実施していただくよう、併せて周知をお願い致します。

なお、下記の措置の実施状況については、各地方非常通信協議会において取りまとめた上、中央非常通信協議会事務局まで逐次報告されたい。

記

1 予備電源装置の整備

予備電源装置を設置していない通信設備(「地域衛星通信ネットワーク」を利用した地球局設備を含む。以下同じ。)においては、地震等の災害により商用電源が断絶した場合においても通信設備の機能が十分に確保できるよう、予備電源装置の整備促進に努める。

2 予備電源装置の再点検

予備電源装置を設置している通信設備においては、商用電源が断絶した場合においても通信設備の機能が十分に確保できるよう、予備電源装置の動作確認や燃料の確認等について再点検を行う。

3 通信設備の設置場所の再検討

予備電源装置を含む通信設備が、浸水等の被害を防止するための適切な場所に設置されているか再度確認し、適切でない場合は改善する。

総基基第144号
平成16年10月26日

中央非常通信協議会委員 殿

中央非常通信協議会
(総務省総合通信基盤局長)
会長 有富 寛一郎

通信設備における予備電源装置の整備・点検等について(依頼)

平成16年新潟県中越地震や先般の豪雨災害等による被害状況を踏まえ、災害時における非常通信確保のため、下記の措置を行っていただくようお願い致します。

また、関係する支社又は出先機関等との緊密な連携体制の再確認を行い、適切な対応を実施していただくよう併せてお願い致します。

なお、下記の措置の実施状況については、状況変化に応じて中央非常通信協議会事務局まで逐次報告されたい。

記

1 予備電源装置の整備

予備電源装置を設置していない通信設備(「地域衛星通信ネットワーク」を利用した地球局設備を含む。以下同じ。)においては、地震等の災害により商用電源が断絶した場合においても、通信設備の機能が十分に確保できるよう予備電源装置の整備促進に努める。

2 予備電源装置の再点検

予備電源装置を設置している通信設備においては、商用電源が断絶した場合においても、通信設備の機能が十分に確保できるよう予備電源装置の動作確認や燃料の確認等について再点検を行う。

3 通信設備の設置場所の再検討

予備電源装置を含む通信設備が、浸水等の被害を防止するための適切な場所に設置されているか再度確認し、適切でない場合は改善する。